

第 3 号 (平成 2 8 年 3 月 2 3 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

平成28年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

平成28年3月23日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年3月23日午前 9時55分 議長 木村武壽

閉会 平成28年3月23日午前11時02分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	岩田	剛	9番	谷田	操
----	----	---	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

平成28年3月23日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件
- 第3 議案第7号 井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第9号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第10号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第22号 平成28年度井手町一般会計予算
- 第7 議案第23号 平成28年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第24号 平成28年度井手町水道事業会計予算
- 第9 議案第25号 平成28年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第26号 平成28年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第27号 平成28年度井手町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第28号 平成28年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第29号 平成28年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第14 発議第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さんでございます。

丸山久志議員より、発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期
救済・解決を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付
いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく
審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成2
8年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、岩田 剛議
員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願い
いたします。

次に、去る3月10日の本会議における議案第30号、平成27年度井手
町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）の質疑に対する答弁をお願い
いたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 貴重なお時間をいただきまして、ご答弁させていただき
ます。

国保の補正予算（第5回）につきまして、一般被保険者の高額療養費に係
りますご質問で、件数についてであります。105件の件数でございます。

議長（木村武壽） 次に、日程第2、議案第3号、井手町上下水道事業経営
等審議会設置条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄産業厚生常任委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

それでは、ただいま議題となっております議案第3号、井手町上下水道事
業経営等審議会設置条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会におけ

る審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月14日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、なぜ今、条例制定をするのかとの質疑に対して、平成26年度の決算審査の意見書におきまして、監査委員から、早期に財政の健全化に向けて必要な措置を講じていくべきとの意見をいただいたことから、上下水道事業の効率的かつ円滑な運営の確保に必要な事項を調査及び審議していただくために今回制定するものでありますとの答弁がありました。

次に、審議会の定期的な開催を予定されているのかとの質疑に対して、議案がありましたら町長から諮問をして審議をしていただくこととなります。特段の議案がなければ、年1回、経営状態の報告を審議会に向けて行くということで考えておりますとの答弁がありました。

次に、この審議会は料金の値上げをするための設置をするのかとの質疑に対して、総務省が推奨しております経営戦略によりまして分析を行いまして、長期的なシミュレーションを把握していくということが大切であると思っております。その資料を審議会に提示することで、井手町に一番合った方法はどれかを検討していただきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、答申の拘束力はとの質疑に対して、町長の附属機関でありますので、諮問して答申をいただきますと、それを尊重して今後の経営に生かしていく考えでありますとの答弁がありました。

次に、第10条、委任についての中で「町長が別に定める」とあるが、どのようなことを定めるのかとの質疑に対して、例として部会の運営の方法や規則的なものを定めようと思っておりますとの答弁がありました。

その他としまして、委員の内訳など、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第3号、井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。賛成の立場で討論します。

私もこの委員会を傍聴はさせていただきましたけれども、値上げありきではないという答弁もありましたし、長期に経営状況のシミュレーションをすればということが必要なことだと思いますので、賛成します。

議長(木村武壽) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで討論を終わります。

これから、議案第3号、井手町上下水道事業経営等審議会設置条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第7号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第7号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 2ページにある専門委員という言葉の定義ですけれども、いろんな委員会、附属機関を設けて、委員になっていただく方それぞれに学識があつて、その問題に専門的な知識をお持ちの方になってもらうことがほとんどだと思ふんですけれども、特にこの専門委員というのは、こういう職にある方という前提を何か決めておられるのか。それと、この附属機関というのが、この委員会というふうに特に今現在対象になるものがあるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

専門委員というところでございますが、いわゆる有資格者の方でございまして、そのそれぞれの委員会において専門的知識の見解をいろいろディスカッションいただくというふうなことを考えておりました、弁護士であるとか公認会計士であるとか設計士であるとか大学教授であるというふうなことを今は想定しております。これは全附属機関について適用はされますけれども、今現在想定されますのが、先ほどご議決いただきました井手町上下水道事業経営等審議会設置条例に基づく審議会委員の皆さんの中での委員さんに当たるといふふうに考えております。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 上下水道の委員会を設けることで特に必要になるということやと思ふんですけれど、今、大学教授の先生というのも例に挙げたんですけれど、いろんなことで大学教授の先生に協力いただいている委員会とかあると思ふんですけれども、全てこの額になるということでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、いろいろ、井手町ではなかなかお声かけができない専門的な識見者について、各関係機関なりにご紹介をいただいたりする場

合もございますので、そういう場合について適用されるものというふうに考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） はっきり言ってもらったらいと思うんですけど、大学教授の先生で、例えばまちづくりに協力してもらっている先生とか、庁舎の検討委員会にも大学の先生がいらっしゃったりしますでしょう。そういう方もこの額なんですか。今のところは、今までできたいろんな機関の中でいうと、上下水道の審議会に来られる方しか対象に考えてないということなんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの専門委員の話なんですけれども、こちらにつきましては、私ども、そういう専門的な知識を有する有識者の方を探すのに非常に苦労しております。たまたま、今、まちづくりの先生であるとか、携わっていただいている方は、ご縁があって今でも継続はしてまうてますけれども、そもそも附属機関ではない、懇談会のような、いわゆる意見を聞く機関ということではお願いをしておりますけれども、審議会、あくまでも条例なり法律に基づいて設置をする附属機関においての専門委員、調査なりをしていただく方、専門的な方ということをお呼びするのに非常に苦労しております。正直言いました、各機関、京都府なり、いろいろなことの機関を通してご紹介をいただいております。このちょっと額が高くなるころの額を使ってお越しいただくというふうなことで条例改正をさせていただいているということでもあります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第5、議案第10号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2件を一括議題とします。

議案第9号及び議案第10号、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第9号及び議案第10号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第9号及び議案第10号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） まず議案第9号の方で、地域密着型サービスの事業に関していろいろな基準を定めるということなんですけれども、いわゆる普通の介護サービスと地域密着型の介護サービスとの違いを教えてください。

特に、ページ数でいったら18ページ以降に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者はというふうに書いてありまして、こういう巡回型の事業者というのが、井手町を範囲にしている、そういう事業者が現在あるのかどうか。夜間とかも対応していただけるような、そういう事業者が、井手町にも来ていただけるという事業者があるのかどうかということの一つ。

それと、地域密着型の通所介護と、ページ数でいったら32ページ等にあ

ります指定療養通所介護というようなものはどういう中身なのか。

それと、議案第10号の方は、ページ数が10号の4ページ、地域との連携等で、39条で、運営推進会議をおおむね6カ月に1回以上やるんだというようなことが書いてあるんですけども、これはそもそもどういうためにやるのか、何が今までと変わるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域密着型通所介護は、こちらの方は小規模の通所介護の事業所でありまして、定員が18名以下という事業所を対象にしたものであります。

次に、2点目の夜間対応型の事業所なんですけど、本町にはございませんでして、近隣市町村にある事業所は今把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

次に、指定療養型通所介護の中身なんですけど、こちらにつきましては、難病等を有する重度の要介護者の方や、がんの末期の方であって、サービスを提供するに当たり、常時看護師による観察が必要な方に対しまして、デイサービスのような入浴や排泄、食事などの介護とか、その他日常の機能訓練などを行う事業所となっております。

続きまして、運営推進会議のご質問だったと思うんですが、こちらについては、小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏に密着したサービスであることを踏まえまして、地域との連携や運営の透明性の確保という観点から、新たに運営推進会議を設置し、地域でのつながりを求めるために、こういった会議を設置することとなっております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 地域密着型というのの定義で、同一の市町村の中でサービスを行うというのが国のいわゆる地域密着の考え方じゃないかと思うんです。そういうことになると、井手町にそういう夜間に巡回してもらえよう事業者がいないと、あるいは、そういう小規模の通所事業者さんとか、あるいは医療を伴うような、常時看護師さんが一緒に回ってくださるような、

そういう事業所がなかったら、結局、定めても井手町の方は利用できないということになるんじゃないかと思うんですけども、そういう今ここで基準を定めたようなサービスを提供してくださる事業者さんが、近隣から地域密着として来ていただけるということになるのかというのが知りたいわけです。

井手町では弥勒会さんはいろいろとやっていただいているんですけども、今この定めたやつは、小規模のということであれば、弥勒会さんのサービスは対象ではないということですね。こういうことをやっていただける方が今、井手町の中にあるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間とかに見ていただける事業所というのは、今回新たに追加された地域密着型通所介護とはまた別になるんですが、こちらの地域密着型通所介護につきましては、本町においては1事業所ございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 本町では聞きませんが、全国的には、介護施設に通所しているといっても、実際やられているデイサービスの中身が、ゲームを终日されていたりとか、カラオケをずっとされているのがデイサービスだとなっていたり、あるいは、ギャンブルを介護施設の中で行っておられたりというようなことが明らかになって、問題になっている例があるんですね。こういう運営委員会等を設けることで、地域と密着して、役場がそういうところの中身にかかわれるということになるのかどうか。そうすれば、そういう問題のある事業内容について、是正を促したりということもできると思うんですけども、この新たに設けられる会議で町が関与するという場がありますか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) こちらの地域密着型通所介護の運営推進会議については、4月以降施行という形になるので、また調整は必要やと思うんで

すが、今現在、地域密着型サービスについては、井手町の弥勒会にありますグループホームで運営推進会議をやっておるんですが、そちらの方に高齢福祉課長が入っているんですが、その中で、グループホームの近況の報告や、事故、ヒヤリ・ハット報告とか活動の報告なども行われてまして、またその中にも社会福祉協議会の局長も入っておられますので、社会福祉協議会の方でやられるイベントに参加を促したり、タケノコ掘りとか、そういった町内の方と触れ合うイベント等も、そちらの方で議題に上がったりしている状況です。おそらくそういった形になると考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 先ほど谷田議員からご質問のありました、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護の人数につきましては、夜間対応型訪問介護につきましては7件ございます。

以上です。

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のお

り可決されました。

次に、日程第 6、議案第 22 号、平成 28 年度井手町一般会計予算から日程第 13、議案第 29 号、平成 28 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川昭義予算特別委員会委員長。

5 番(古川昭義) 5 番、古川です。

ただいま議題となっております議案第 22 号、平成 28 年度井手町一般会計予算から議案第 29 号、平成 28 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 10 日の 3 月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、平成 28 年度の 8 件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3 月 15 日、16 日の 2 日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第 22 号、平成 28 年度井手町一般会計予算、議案第 23 号、平成 28 年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第 26 号、平成 28 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 27 号、平成 28 年度井手町介護保険特別会計予算の 4 議案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 24 号、平成 28 年度井手町水道事業会計予算、議案第 25 号、平成 28 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第 28 号、平成 28 年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第 29 号、平成 28 年度井手町多賀財産区特別会計予算の 4 議案は、いずれ

も賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　ただいま議題になっています議案第22号から第29号の8議案のうち、議案第22号、井手町一般会計予算、第23号、井手町国民健康保険特別会計予算、第26号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第27号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第24号、井手町水道事業会計予算、第25号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第28号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第29号、多賀財産区特別会計予算の4議案に賛成の立場で討論いたします。

安倍政権の経済政策によって、国民の中に貧困と格差が広がっています。総務省の家計調査では、2人以上世帯のうち勤労者世帯の実質可処分所得は、30年前以下の水準に落ち込んでいることが明らかになりました。消費税率8%への引き上げで、消費者物価指数が2015年には104.6まで跳ね上がり、物価上昇は過去最高の水準となっています。

同じく総務省の労働力調査では、安倍政権の3年間で正社員が23万人減った一方、非正規雇用の労働者は172万人増えています。ミニ経済白書では、パート労働者だけでなく一般労働者も実質賃金が低下していることを認めています。一般庶民にとっては経済の悪循環しかなく、高齢者に3万円ばらまいて事足りる状況ではありません。

そのような悪政のもとでも、少しでも本町住民の貧困と格差を軽減するために、町は何をすべきかが問われています。そういう視点で見ると、新年度の一般会計予算は甚だ不十分です。

国勢調査でも明らかになったとおり、人口減少は加速化しており、対策は

スピード感が求められています。5年間で300戸住宅を増やすという町の地域創生計画はどうやって達成するのでしょうか。空き家対策も、これからまだシステムをつくるというのでは間に合いません。

自然豊かな地で安心して暮らしたいと思う方があっても、自然や景観を破壊し、防災上も危険な太陽光発電施設が放置され、荒廃農地の草刈りも指導できない、安らかに眠る場である墓地さえ適正管理されない、いつ起こるか分からない原子力災害に備えることもしない町では、期待に応えることはできません。

マイナンバー制度が始まりましたが、各地でトラブルは絶えません。膨大な個人情報をも国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安は広がっています。住民のプライバシーを危うくする仕組みづくりはやめるべきです。

教育では、町長を中心とする総合教育会議が発足しました。重大ないじめがあれば、集団的に調査し対応するという条例もつくったのに、校内や教育委員会で調査することにとどめるなら、絵に描いた餅です。開かれた学校づくり、給食費の無償化、学童保育料の負担軽減、延長保育料無償化、子育て世代が住みたくなるような町営住宅の整備など、子育て世代の定着策を積極的に進めるべきです。

プレミアム商品券も、多額の税金を投入する以上、公正・公平に購入でき、有効に運用されるよう、十分な配慮をすべきです。

国民健康保険会計に関しては、予算案審議の中で明らかになったとおり、井手町の国保加入世帯のうち7割・5割・2割の法定軽減を受ける世帯が6割以上に上っています。これだけ所得の低い加入者が多ければ、到底、助け合いの互助組織とはなり得ません。新年度は、保険診療の例外を広げる患者申出療養の創設や、大病院受診時には定額負担が義務化される、入院時食事療養費の値上げなど、ますます医療費の負担も高まります。

国保を都道府県化すれば、運営方針は府がつくることになり、府の医療費適正化計画に合わせた給付費削減を求められてきます。保険税徴収では標準保険税率が示され、保険税の収納率にかかわらず、町には納付金の完全納付が義務づけられます。給付は抑え、税は引き上げや徴収強化ということになり、住民に医療を保障する制度が、逆に住民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことになるのではありませんか。抜本的な国庫負担増額を求めるべきです。

後期高齢者医療特別会計では、新年度は保険料が引き上げられます。均等割額で740円、所得割率が0.44ポイント、合わせて1人当たり1,816円、2.5ポイントの引き上げです。2年ごとに確実に保険料負担が増える後期高齢者医療制度自体が高齢者に痛みを押し付けるものですが、これまで医療費の低い自治体の保険料を低く抑える不均一保険料も廃止され、さらに2017年度からは、低所得者と元被扶養者の特例軽減も段階的に撤廃するとしています。そんなことになれば、さらに高齢者が安心して医療を受け健康な生活を送ることができなくなります。

介護保険特別会計では、要支援者へのサービスが切り捨てられる新総合事業への移行が本町では2017年度からと迫っています。被保険者が保険料を払うのは、いざというときに保険が使えると思うからです。それが、要支援の状態になっても利用できないなら、何のための介護保険なのでしょう。国の介護保険法改悪のもとでも、軽度の人が必要介護状態にならないための予防給付を費用負担少なく保障できるよう、格段の配慮を求めます。

以上のような理由で、議案第22号から第29号の8議案のうち、第22号、第23号、第26号、第27号の4議案に反対、第24号、第25号、第28号、第29号の4議案に賛成いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 岩田です。

ただいま議題となっております平成28年度一般会計予算、特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成28年1月に閣議決定された平成28年度の政府経済見通しによりますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により、緩やかな回復基調が続いており、これまでのアベノミクスの成果の上に、デフレ脱却、経済再生と財政健全化をさらに前進させるとされております。

人口減少、少子高齢化によるさまざまな課題が見えてくる中、政府は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を盛り込んだ平成27年度補正予算を1月20日に成立させました。この中では、目に見える地方

創生実現のため、各地方公共団体が地方版総合戦略に基づく各種施策を実施するための財源措置がなされ、地方による積極的な活用が見込める内容となっております。

このような我が国の経済状況のもと、本町の平成28年度の当初予算総額71億809万2,000円は、依然として厳しい財政環境が続く中ではありますが、早くから取り組まれてきました行政改革等が功を奏するとともに、これまで積み立ててきた基金を有効に活用し、住民参画のもと透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっていると思います。

平成28年度一般会計予算では総額42億1,100万円となっており、従来からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組まれています。

新年度予算案の主な新規事業は、総務費関係では、温室効果ガス削減による環境保護のための街灯LEDの整備、ふるさと応援促進事業、JR奈良線高速化・複線化第二期事業起工記念式典の費用などが予算計上されています。

民生費では、地域福祉計画改訂業務、低所得の高齢者等対象の年金生活者等支援臨時福祉給付金、デイサービスセンターの施設整備、人権教育・啓発推進計画改訂業務、子育て短期支援事業、子育てと就労支援の病児保育事業、いづみ保育園改修など、各世代に配慮した予算計上がなされています。

衛生費では、健康増進計画改訂業務、井手地区共同墓地改修などに予算計上されています。

商工費では、地域経済活性化と雇用創出を図るための企業立地促進助成、中小企業融資利子補給、婚活支援事業補助金に、土木費では、平成32年度開校予定の京都府立特別支援学校への登校路線、町道29号線道路改良や関連事業の町道3号線道路改良、都市計画マスタープラン改訂版の作成費用等に予算が計上されています。

消防費では消防団資機材購入などに、教育費では、児童の学習意欲・学力向上のための数検チャレンジ推進事業に、それぞれ予算計上されています。

今回の予算案を見るに当たり、第4次井手町総合計画に掲げている三つの基本理念のもと、安心・安全なまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっていると思います。

特別会計におきましては28億9,709万2,000円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民が安心して生活を送るための予算が計上されており、

上下水道の整備・充実についても快適な生活環境を維持するための予算となっております。

以上、現在の財政状況のもとにあって、最善の、かつ住民の要望にも十分応えた予算編成であると確信いたします。

なお、国民健康保険特別会計であります。医療費が年々増加し、赤字決算が続いており、今日まで、一般会計からの繰入金や翌年度の財源を充当する繰上充用、府からの基金借入れにより財源不足を補ってまいりました。今後、国保会計は構造的な課題も多いことから、一日も早く広域化を実現できるよう努力いただくとともに、税の公平な負担の観点から、京都地方税機構と連携し、国保税の徴収に努めていただくことをお願いし、本予算に賛成するものであります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成28年度井手町一般会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号、平成28年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成28年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成28年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成28年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成28年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成28年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計予算を

採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) 7番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号につきまして、ご説明を申し上げます。朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第1号、提出者、井手町議会議員、丸山久志、賛成者、井手町議会議員、岡田久雄。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は、多くの労働者に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴い、アスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害となっている。また、東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。これは、輸入された石綿の80%から90%が建設資材に使用され、日本では建築基準法等で不燃化、耐火工法として石綿の使用を進めてきたことに大きな原因がある。

建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも多くの困難が伴い、認定されないことが多々あるほか、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償も充実していないことが実態である。

国は平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが、補償内容としては不十分なもので、被害者及びその遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正を求める声があがっている。石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。平成24年の東京地裁判決、平成26年の福岡地裁判決は、いずれも国の責任を一部認めるものとなったが、被害者の苦しみは今なお続いており、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設業従事者にとって大きな支えとなるものである。また、多くの被害者が発生している建設業従事者に対する救済が図られることで、すべてのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものとする。

については、国におかれては、建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日、京都府綴喜郡井手町議会。

以上であります。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり

可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 01 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成 28 年 3 月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 02 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 谷 田 操